

EST INC.

エスト賃貸経営新聞

賃貸経営マーケットレポート

■2023年1月号
■管理版URL: <http://www.est-kanri.com>
□売買版URL: <http://www.est-21.com>

賃貸経営で失敗しない為の最新ニュースを皆様へ！
賃貸物件の管理・経営に関するご相談は「EST」へおまかせ下さい！



賃貸物件の管理・仲介業務から、
投資用不動産の売買、
土地有効活用まで
幅広くコンサルティング

発行人

株式会社 エストハウジング

代表取締役 松澤 祐一

埼玉県川口市東川口3-1-4

TEL: 048-290-3100

堅調な基調が続く賃貸住宅市場も
進化しながら時代の波が寄せています

賃貸経営はなんといっても「仲介力」が経営の基本と心得、オーナー様への不動産DXに対応した経営サポートに、万全を期すことが肝要とされます

今年はいつにもまして、市場の動きが速そう。それと、アパート・マンションの売買取引が活発です。投資用市場を注意深く観察しつつ、市場の動きから目が離せません



また、時代を先取りして、アイデアを競ったアパート・マンションなど、差別化徹底のコンセプトのもと、次代のアパート・マンションが広がりをみせているのが、現在の賃貸住宅市場の実情といえます。

ところで、新型コロナウイルスの感染拡大とともに、話題を集めたのが、時間や場所を有効に活用できる「テレワーク」です。国も「テレワーク月間」を設定するなど、テレワークの普及推進に取り組んでおり、今後も一定数の利用者が定着するとみられます。

ニュースフラッシュ

『賃貸住宅トラブル防止ガイドライン』の「第4版」を作成 東京都

東京都はこのほど、入居期間中の修繕等の紛争防止のため平成16年に作成した、『賃貸住宅トラブル防止ガイドライン』を、賃貸住宅紛争防止条例の改正や宅地建物取引業法及び民法の改正を踏まえて内容を刷新した「第4版」を公表しました。

宅地建物取引業法や賃貸住宅紛争防止条例の改正を受け、賃貸住宅の入居に係る手続きの全てをオンラインで行うことが可能になったこと、さらには、近年増えている相談内容を反映した「第4版」を作成したものです。

賃貸住宅のトラブル防止のガイドラインとして、国土交通省が発行する『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』がよく知られていますが、都のガイドラインは国交省のガイドラインをよりよく理解するための内容になっています。

賃貸借契約や住まい方で注意すべきことについて説明しているもので、入居者の疑問に応じる参考にもなります。なお、「第4版」は都のホームページからダウンロードできます。

時代を先取りして多様な展開見せる新年の賃貸住宅市場
気持ちも新たにオーナー様とともに取り組んで参ります

新年明けましておめでとうございます。景気は新型コロナウイルスの中、持ち直しの動きが見られ、先行きに期待が寄せられています。賃貸住宅市場においても大きな変化はなく、堅調な傾向が続いています。今年はどのような年になるのでしょうか。

急速に広がる不動産DX
管理ノウハウの充実

ウィズコロナの中、ポストコロナへと舵が切られる今日、賃貸住宅市場は依然、賃貸経営への投資意欲が衰えず、各地で賃貸住宅の新設増が続く、マーケットでは投資向けアパート・マンションの売買取引が伸びています。



賃貸住宅市場は時代のニーズに応じて、国は法律面で環境を整え、我々もサービスの充実を図っていきます

「テレワークの動向は常にチェックしておく必要があります。そして、テレワークといえばインターネットは必須です。ネット環境整備の必要性が高まっています。」

転入者数の増加
活発化する人口移動

また、賃貸市場は人の移動の影響を強く受けるのですが、総務省が発表した直近の令和4年10月の住民基本台帳の人口移動報告によると、

全国の人口移動者数は、市区町村間・都道府県間・都道府県内、全て前年同月に比べ増加しました。転入においても、3大都市圏における転入者数は、前年同月比で増えています。

外国人に関しても、10月の市区町村間・都道府県間・都道府県内において、全て前年同月に比べ約39.47%増加しました。コロナ禍前の人口移動が復活し、このまま活発になって、各都市への転入超過が定着することに期待を寄せたいものです。

賃貸マーケット情報(地価動向・テレワーク調査・物件の売却調査)



「出社しなくてもいい」テレワークが、今後の賃貸市場にどのような影響を及ぼすか注目されます

東京都

「テレワーク実施状況調査」
都内企業の実施率は増加

東京都が行った、令和4年10月

主要都市の地価が人流の回復傾向を受け、店舗系の需要の回復から商業地で上昇地区が引き続き増加していることが、国土交通省が公表した「地価LOOKレポート」(令和4年7月1日～10月1日)で分かりました。

前期と比較して、商業地において横ばい・下落地区数が減少し、上昇地区数が増加したもので、住宅地においても、マンション需要に引き続き堅調さが認められたことから上昇が継続しました。

国土交通省
「地価LOOKレポート」公表
商業地で上昇続く

のテレワーク実施状況の調査結果によると、従業員30人以上の都内企業のテレワーク実施率は54.1%で、9月調査の51.9%に比べて2.2ポイント増加しました。

テレワークを実施した社員の割合は42.8%と、前回の42.9%に比べて、0.1ポイント減少し、テレワークの実施回数は、週3日以上の実施が44.5%と、前回の48.4%に比べて、3.9ポイント減少しました。

リクルート

「相続・贈与」物件の売却調査
「仲介会社に依頼」がトップ

(株)リクルートが行った、不動産売却を検討する人及び実施した人の意識と行動に関する調査結果によると、「相続・贈与」物件の売却検討者のうち、実際に1年以内に売却を完了した人は37.4%。売却検討者が検討した売却方法は「仲介会社に依頼」がトップの57.5%と半数以上を占めています。

実際に売却を完了した人がとった売却方法は、「仲介会社に依頼」が47.3%と約半数、次いで「不動産会社に買い取ってもらう」が26.4%。多くの人が仲介と買取を中心に複数の売却方法を検討し、最終的には仲介で売却しています。

契約関連の電子書面の交付が着実に広がる

賃貸経営のデジタル化が大きく進む

コロナ禍を機に、社会全体のデジタル化に拍車がかかっています。賃貸住宅市場においてもデジタル化がここ一年で加速しました。新年を迎え、変革の歩みに弾みがついてきました。



コロナ禍は賃貸ビジネスのデジタル化の促進に、大きく影響しました

不動産取引時における書面の電子化（電子的方法）が、令和4年5月18日に解禁になり、デジタルデータの本格的な使用がスタートしました。

宅地建物取引士の押印廃止や重要事項説明書、契約締結時書面、媒介契約締結時書面等の書面の電磁的方法による提供が可能とする改正規定が施行。「宅地建物取引業法施行規則」等が改正されて、重要事項説明書等の書面の電磁的方法による交付に係る規定の整備等が行われました。

「賃貸住宅標準契約書」「定期賃貸住宅標準契約書」「サブリース住宅標準契約書」についても、宅地建物取引士の押印欄が

削除されるなどの改訂が進められています。

電磁的方法による提供とは、宅建業法に基づき交付する書面について、紙に代えて電子的に作成した書面を電子メール、Webからのダウンロードによる提供や、USBメモリ、CD-ROM等を活用して電磁的方法により交付することです。

このように契約関連の書面が、電子書面でやりとりできるようになり、賃貸経営を取り巻く環境もデジタル化に、大きな一歩を踏み出したのが、ここ一年の目立った動きです。



賃貸経営もアナログからデジタルの時代へと大きく変化しています

賃貸住宅ビジネスにも長足の進歩を見せる

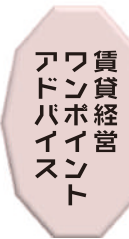
それがさらに、コロナ禍での住まいの探し方の変化と相まって、IoT（モノのインターネット）、AI（データの認識・判断）、クラウド（データの保存処理）等を活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）のデジタル化が急速に進もうとしています。

時代のIT化の流れと新型コロナウイルス拡大がきっかけとなって、社会全体のデジタル化とともに賃貸住宅ビジネスにも長足の進歩を見せたものです。

部屋をお探しのお客様も、「メール・問い合わせ」から、「リモート・接客」を経て、「オンライン・内見」、さらには「オンライン・重要事項説明・契約」を行う、といった流れが広まりつつあります。まだオンライン一本で完結するスタイルとはいきませんが、直接来店、現地案内方式から、少しずつですが変化を遂げているようです。

消費税額を正確に計算するための新しい経理方式

「インボイス制度」が令和5年10月1日より開始されます。頭を悩ませる新しい税の制度です。「インボイス（適格請求書）」とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝える



令和5年10月1日より「インボイス制度」開始
課税事業者、免税事業者ともに影響を受けます

るものです。具体的には、現行の区分記載請求書に登録番号、適用税率、消費税額等の記載が追加された書類やデータを指します（国税庁）。



「インボイス制度とは、売手

の保存等が必要となります」（同と説明されています）。

インボイス制度は納める消費税額を正確に計算するための新しい経理方式で、いわゆる消費税の「益税」をなくすための方策、という見方があります。ところで、賃貸オーナー様と



住宅用の家賃は非課税ですから住宅用アパート・マンションを経営するオーナー様は消費税を振り扱いでお困りでしたら、何なりとご相談ください。

課税事業者のオーナー様は、取引先の法人様からインボイスの提出を求められることが十分考えられます。また、免税事業者

といつても影響が皆無という訳ではありません。なお、インボイス制度が始まるに当たり、小規模事業者を対象に、負担軽減策を認める特例措置を検討している、との報道もあります。本格導入を前に内容的にもう少し変化するかもしれません。インボイス制度の取り扱いでお困りでしたら、何なりとご相談ください。

ちょっと一服



家賃滞納に関連した裁判で、最高裁判所の判決が出されました。「賃借人が賃料等の支払を2カ月以上怠り、賃借人本人と連絡がとれない状況下、物件を相当期間利用していないものと認められ、物件を再び占有使用しない賃借人の意思が客観的に分かる」場合、物件を明け渡したとみなす、家賃保証会社の契約条項の有効性が争われた訴訟で、最高裁判所は12月12日、消費者契約法に基づいて条項を無効とする判断を下しました。契約書の使用差し止めを命じたものです。さて、年が明け、初春の賃

今年もどうぞよろしく
お願い申し上げます

貸ビジネスがスタートしました。季節感が年々薄れていくといわれますが、年の初めの趣きや味わいはなんともいえず新鮮なものがあります。コロナ禍の中、今年はどういうような商戦になるのか、お客様の出足が気になるところです。オーナー様におかれましては、空室確認、条件等の最終打ち合わせに急なご連絡を差し上げることがありますので、これから春先にかけて、ご協力をお願いいたします。それでは、今年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。



収益1棟売アパート	
価格	3,980万円
最寄駅	東武スカイツリーライン「北越谷」駅 徒歩13分
名称	パールハイツ北越谷
所在地	越谷市神明町2-2-2
権利	所有権
用途地域	第一種低層住居専用地域
地目	宅地
面積	185.02㎡ (約56坪)
接道	南東側公道7.0m
地勢	平坦
建ぺい率	60%
容積率	100%
路線価	1,628万円÷88坪/㎡×185.02㎡
構造	木造スレート葺2階建
築年月	1987年(昭和62年)9月築
延床面積	149.04㎡ (公簿)
面積内訳	1階74.52㎡/2階74.52㎡
総戸数	6戸
間取内訳	1DK×6戸
防火地域	無
現況	6戸中4戸入居中
引渡時期	相談
付帯設備	公営水道・公共下水・都市ガス
駐車場	3台満車 (4台目は車の大きさによる)
1日乗降客数	36,790人/日 (2020年度)
備考	契約不適合責任免責 現況有姿 2019年給湯器全戸交換完了

パールハイツ北越谷

徒歩13分

地図

地図

利回り8.38% (満室想定)
満室想定年収3,336,000円
満室想定月収278,000円

LIFE INFORMATION

セブンイレブン約230m
スーパーライブ約650m
ジオ約500m

株式会社エストハウジング

埼玉県知事免許(6)第17284号 〒333-0801埼玉県川口市東川口3-1-4

048-290-3100

048-290-3101

定休日: 毎週水曜日
第1・第3火曜日

◆取引態様: 一般媒介
※規定の特介手数料がかかります